

豊橋市建設工事審査会要綱

(設置)

第1条 豊橋市が発注する主要建設工事等の指名（一般）競争入札業者の指名及び選定に係る重要事項、苦情処理等を審査するため、豊橋市建設工事審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 審査会の審査事項は次のとおりとする。

- (1) 建設工事等の設計金額が6,000万円以上のもの。
- (2) 特殊工事、その他の建設工事で特に必要と認めるもの。
- (3) 総合評価競争入札に関し、豊橋市総合評価委員会で審査された事項の決定に関すること。
- (4) 業者の指名停止に関すること。
- (5) 格付の基準に関すること。
- (6) 業者選定等に係る苦情処理に関すること。
- (7) その他指名等に係る重要な事項。

(審査)

第3条 審査は厳正かつ公平に行い、業者の選定に当たっては工事施行能力、経営規模、保有機械、信用度、工事成績等を総合的に審査し、適正に決めなければならぬ。

(審査の省略)

第4条 第2条の規定にかかわらず、会長が別に定めるものについては、審査会の審査を省略することができる。

(構成)

第5条 審査会の構成は次のとおりとする。

会長 杉浦副市長

副会長 森田副市長

委員 財務部長、総務部長、環境部長、産業部長、建設部長、都市計画部長、上下水道局長、財政課長、契約検査課長

2 審査会に提案する事項を所管する委員は、当該審査から除斥するものとする。

(会議)

第6条 審査会は、必要に応じ開催し、会長が総理する。ただし、会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。

2 緊急やむを得ないものについては、持ち回り審査により審査会に代えることができる。

3 審査会において必要があると認めたときは、関係部課長等の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

4 審査会は、第5条第1項各号で定める構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(資料の提出)

第7条 工事担当課長は、審査会に提案する事項に係る関係資料をとりまとめ審査会に提出しなければならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、契約検査課において処理する。

2 契約検査課長は、会議の経過を記録しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 審査会関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。

2 平成 19 年度に施行する案件にかかる審査については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。